

厚生労働省

組織の名称	医薬・生活衛生局
所掌事務	<p>医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性・安全性の確保対策のほか、血液事業、麻薬・覚せい剤対策など、国民の生命・健康に直結する諸問題を担っています。</p> <p>また、食品衛生法等に基づき食品の安全確保による国民の健康の保護及び理・美容店などの生活衛生関係営業の振興策、シックハウス対策のほか、水道の整備等を担い、快適な生活環境の確保にも取り組んでいます。</p>
組織の名称	総務課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬・生活衛生局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 ・ 薬剤師に関すること。 ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に関すること。 ・ 医薬・生活衛生局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
関連情報リンク情報	独立行政法人 医薬品医療機器総合機構ホームページ
組織の名称	医薬品副作用被害対策室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度の業務に関すること。 ・ 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び及び再生医療等製品による健康被害の対策に関すること。
組織の名称	医薬品審査管理課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品、医薬部外品及び化粧品の生産に関する技術上の指導及び監督に関すること。 ・ 医薬品等の製造業の許可及び製造販売の承認に関すること。 ・ 医薬品の再審査及び再評価に関すること。 ・ 日本薬局方に関すること。 ・ 医薬品等の基準に関すること。 ・ 希少疾病用医薬品、先駆的医薬品及び特定用途医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の指定に関すること。 ・ 毒物及び劇物の取締りに関すること。 ・ 人の健康を損なうおそれ又は生活環境動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質に対して環境衛生上の観点からする評価及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関すること。 ・ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。 ・ ダイオキシン類の耐容一日摂取量に関すること。 ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に関すること（医薬品審査管理課の業務に関することに限る。）。
組織の名称	医療機器審査管理課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の生産に関する技術上の指導及び監督に関すること。 ・ 医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録、医療機器等の製造販売の承認並びに再生医療等製品の製造業の許可に関すること。 ・ 医療機器及び体外診断用医薬品の使用成績に関する評価に関すること。 ・ 再生医療等製品の再審査及び再評価に関すること。 ・ 医療機器の販売業、貸与業及び修理業並びに再生医療等製品の販売業に関すること。 ・ 医療機器等の基準に関すること。 ・ 希少疾病用医薬品（体外診断用医薬品に限る。）、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品、先駆的医薬品（体外診断用医薬品に限る。）、先駆的医療機器及び先駆的再生医療等製品並びに特定用途医薬品（体外診断用医薬品に限る。）、特定用途医療機器及び特定用途再生医療等製品の指定に関すること。 ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に関すること（医療機器審査管理課の業務に関することに限る。）。 ・ 医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品に関する産業標準の整備及び普及その他の産業標準化に関すること。

組織の名称	医薬安全対策課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品等及び医療機器等の安全性の確保に関する企画及び立案に関すること。 ・医薬品等及び医療機器等の使用による保健衛生上の危害の発生又は拡大の防止に関する企画及び立案に関すること。 ・医薬品等及び医療機器等の製造販売業の許可に関すること。 ・医薬品等及び医療機器等の安全性の調査に関すること。 ・再生医療等製品、生物由来製品（医薬品医療機器等法第二条第十項に規定する生物由来製品をいう。）及び特定医療機器（医薬品医療機器等法第六十八条の五第一項に規定する特定医療機器をいう。）の記録の作成及び保存の事務に係る指導及び助言に ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に関すること（医薬安全対策課の業務に限る。）。

組織の名称	監視指導・麻薬対策課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・不良な医薬品等及び医療機器等又は不正な表示のされた医薬品等及び医療機器等の取締りに関すること。 ・医薬品等及び医療機器等の輸入の確認に関すること。 ・医薬品等及び医療機器等の広告に関すること。 ・医薬品等及び医療機器等の検査及び検定に関すること。 ・医薬品等及び医療機器等に係る課徴金に関すること。 ・薬事監視員に関すること。 ・医薬品医療機器等法に規定する指定薬物の取締りに関すること。 ・毒物劇物監視員に関すること。 ・麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関する取締りに関すること。 ・麻薬取締官及び麻薬取締員が司法警察員として行う職務に関すること。 ・麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に係る国際捜査共助に関すること。 ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に関すること（監視指導・麻薬対策課の業務に限る。）。

組織の名称	血液対策課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・採血業の監督に関すること。 ・献血の推進に関すること。 ・血液製剤の適正な使用の確保に関すること。 ・血液製剤の安定的な供給の確保に関すること。 ・生物学的製剤の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

組織の名称	生活衛生・食品安全企画課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性の確保（食品衛生に係るものに限る。）並びに生活衛生の向上及び増進に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。 ・食品衛生に関する施策に関する情報の提供及び国民からの意見の聴取に関すること。 ・製菓衛生師に関すること。 ・食品の安全性の確保に関する事務（食品衛生に係るものに限る。）で他の所掌に属しないものに関すること。

組織の名称	食品基準審査課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・食品等及び洗剤の衛生に関する規格又は基準に関すること。 ・農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の防止に関する規格又は基準に関すること。 ・食品衛生法第八条第一項に規定する特別の注意を必要とする成分又は物の指定に関すること。 ・栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品に関すること（公衆衛生の向上及び増進に関することに限る。） ・食品及び添加物の衛生に関する輸出検査の基準に関すること。

組織の名称	食品監視安全課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する調査及び指導に関すること。 ・食品衛生法第51条第1項に規定する公衆衛生上必要な措置に関する基準に関すること。 ・食品衛生監視員に関すること。 ・食品等及び洗剤の衛生に関する取締りに関すること。 ・農薬が含まれ、又は残留している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること。 ・食品衛生法第29条第1項に規定する製品検査並びに同条第1項及び第2項に規定する検査施設に関すること。 ・食品及び添加物の衛生に関する輸出検査に関すること。 ・と畜場及び食鳥処理場の衛生の確保、と畜検査及び食鳥検査その他獣畜及び食鳥の処理の適正に関すること。 ・食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の施行に関すること。 ・化製場その他これに類する施設の規制に関すること。

組織の名称	輸入食品安全対策室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する調査及び指導に関する事項、食品等及び洗剤の衛生に関する取締りに関する事項、農薬が含まれ、又は残留している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する事項及び食品衛生法第26条第2項又は第3項の検査に関する事項のうち、輸入に係るものに関すること。

組織の名称	検疫所業務課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての取締りに関する事務の調整に関すること。 ・検疫港又は検疫飛行場の区域内にある船舶若しくは航空機又は施設、建築物その他の場所の衛生状態の調査に関すること。 ・検疫所の組織及び運営一般に関すること。
関連情報リンク情報	検疫所ホームページ

組織の名称	生活衛生課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物衛生の改善及び向上に関すること。 ・埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関すること。 ・理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。 ・理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生に関すること。 ・公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の発達、改善及び調整に関すること。 ・株式会社日本政策金融公庫の行う業務に関すること。 ・生活衛生の向上及び増進に関すること（健康局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

組織の名称	水道課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・水道の整備に関すること。 ・井戸水その他水の衛生に関すること。
関連情報リンク情報	水道課ホームページ

組織の名称	水道計画指導室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・水道用水の供給に関する企画・立案に関すること。 ・水道の広域的整備に関すること。 ・水道事業及び水道用水供給事業の監督等に関すること。 ・独立行政法人水資源機構の行う業務に関すること。
関連情報リンク情報	水道課ホームページ